

## 2015年度 技能実習生の労働条件等に係る自主点検

### 《 監理団体 》 集計結果及びポイントの解説

JITCO では、厚生労働省の委託事業として、技能実習生の受入れを行っている監理団体及び実習実施機関の皆様に対して、「技能実習生の労働条件等に係る自主点検票」を配布し、提出をお願いしております。

今年度は2015年7月に点検票を配付し、皆様からの提出のご協力をいただきました。

今後の参考としていただくため、ご提出いただいた点検票の提出結果の概略及び各設問のポイント・留意点について、法務省入国管理局が公表する「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（法務省指針）や労働関係法令を中心にご紹介いたします。

監理団体の皆様におかれましては、本資料をご一読いただき、技能実習生の受入れを行う上で、監理団体が果たすべき「責任と監理」について、今一度ご確認をお願いいたします。なお、点検票の提出結果を取りまとめ、グラフ化した資料をJITCO ホームページに掲載しております。こちらも併せてご覧下さい。

(URL: [http://www.jitco.or.jp/about/data/chousa\\_houkoku.html](http://www.jitco.or.jp/about/data/chousa_houkoku.html) 技能実習生の労働条件等に係る自主点検実施結果 2015年度技能実習生の労働条件等に係る自主点検実施結果の取りまとめ[PDF])

また、必要に応じて、入管法令や法務省指針、厚生労働省基本方針なども併せてお読みいただき、技能実習制度の適正な活用に努めていただきますようお願いいたします。

#### 【用語について】

ポイント解説中、略称で記した用語は、以下のとおりです。

法務省指針 …… 技能実習生の入国・在留管理に関する指針（法務省入国管理局）

厚労省基本方針 …… 技能実習制度推進事業等運営基本方針

厚労省指針 …… 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針

また、集計結果の n=\*\*\*\* は、設問毎の有効回答数（実数）を示しています。

問 現在、技能実習生受入れ事業を行っていますか。（○は1つ） n=1654

1 はい 99.2%

2 いいえ 0.8%

\*1（はい）を選択した方にお伺いします。

2015年6月30日時点で、技能実習生を受け入れていますか（1名以上在籍していますか）。

（○は1つ）

1 はい → 次頁より点検を行います。

2 いいえ → 点検不要です。回答後点検票をご投函下さい。

\*2（いいえ）を選択した方にお伺いします。

行っていない理由をご回答下さい。（○は1つ）

→ 回答後点検票をご投函下さい。

1 事業撤退（団体は存続）

2 団体解散

3 不正認定を受けた

4 その他 [ ]

【用語の凡例】

本点検に略称で記した用語は、次のとおりです。

指 針・・・技能実習生の入国・在留管理に関する指針

基本方針・・・技能実習制度推進事業等運営基本方針

1 貴機関の概要について

Q 1 貴機関の概要を記入してください。(数字は1マスに1つ、右詰め)

①常勤職員数<sup>※1</sup>

			1	9
				1
		5	4	1

. 2名 (回答平均)

②常勤役員数<sup>※2</sup>

. 6名 (回答平均)

③会員・組合員数<sup>※3</sup>

. 3社(法人会員)・名(個人経営会員)等 (回答平均)

- ④貴機関の種類 (○は1つ) n=1546
- |             |       |             |      |
|-------------|-------|-------------|------|
| 1 商工会・商工会議所 | 3.9%  | 5 漁業協同組合    | 2.3% |
| 2 事業協同組合    | 84.4% | 6 公益社団・財団法人 | 1.0% |
| 3 職業訓練法人    | 0.5%  | 7 その他の団体    | 3.1% |
| 4 農業協同組合    | 4.9%  |             |      |

※1 常勤職員数：雇用保険の被保険者数(一般及び高年齢継続)を記入します。

※2 常勤役員数：常勤の担当役員数を記入します。

※3 会員・組合員数：法人会員(組合員)と個人経営会員(組合員)の合計数を記入します。

Q 2 職業紹介事業の許可又は届出を行っていますか。(○は1つ)

[基本方針Ⅱ, 4, (1)口、指針第2, 3, (2)⑦] n=1634

- 1 はい 99.9%      2 いいえ 0.1%

【Q 2ポイント】

<法務省指針 第2、3、(2)⑦ 適正な技能実習生の選抜>

<厚労省基本方針 2、4、(1)口 技能実習生のあっせん>

技能実習生は労働関係法令が適用される労働者です。団体監理型で技能実習を行う場合、監理団体は、技能実習生と実習実施機関との間の雇用契約の成立をあっせんすることになりますが、これは職業安定法(昭和22年法律第141号)等に規定する「職業紹介事業」に該当します。そのため監理団体は同法等に規定する職業紹介事業の許可又は届出が必要となります。【職業安定法第30条、第33条、第33条の3】

また、監理団体が船員職業安定法(昭和23年法律第130号)上の「船員」に該当する技能実習生の受入れをする場合は、無料の船員職業紹介事業の許可が必要です。【船員職業安定法第34条】

なお、入管法令上、監理団体は技能実習に係るあっせんに関して収益を得てはならないとされています。【上陸基準省令「技能実習1号」第15号・変更基準省令第2条13号】

## 2 監理体制について

Q3 実習実施機関に対して訪問指導(月1回以上)や監査(3か月に1回以上)\*に従事する方の人数を記入してください。なお、訪問指導と監査を行う担当者が同じ場合は、それぞれに1名、1名と数えてください。(数字は1マスに1つ、右詰め) \*漁業職種については、次頁Q4の□内の\*を参照

①訪問指導 

			2
--	--	--	---

 . 8名  
(回答平均)

②監査 

			2
--	--	--	---

 . 4名  
(回答平均)

Q4 技能実習1号の技能実習生を受け入れている実習実施機関に対して、指導を月に1回以上行っていますか。(○は1つ) [指針第2, 3, (2)⑭] n=1634

- |   |                       |       |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | 月に1回以上行っている           | 94.5% |
| 2 | 行っているが、平均すると月に1回未満である | 3.6%  |
| 3 | 実施していない               | 0.1%  |
| 4 | 現在、技能実習1号の技能実習生がない    | 1.8%  |

\* 漁業職種の場合は、毎日1回以上の技能実習指導員からの報告及び技能実習生(1号及び2号)からの実施状況に係る文書を提出させることをもって、“指導を実施している”とします。  
また、3か月に1回以上、上述の報告及び文書の確認をすることをもって、“監査を実施している”とします。

### 【Q3・Q4ポイント】

＜法務省指針 第2, 3, (2)⑬・⑭ 監査の在り方・訪問指導の在り方＞

団体監理型の技能実習は、監理団体の「責任及び監理」の下に行われます。

監理団体は、実習実施機関に対する指導事項や、実習実施機関が関係法令に則して適正に技能実習を行っているかについて、監理団体の役員で技能実習の運営について責任を有する者\*が原則3月につき1回以上監査を行い、それを地方入国管理局(支局を含む。)に報告しなければなりません。【団体要件省令第1条第3号】

また、監理団体は、監査のほか、「技能実習1号」の活動期間中は1月に少なくとも1回、監理団体の役員又は職員\*が実習実施機関に赴いて技能実習の実施状況を確認し、適正な技能実習の実施を指導(=訪問指導)しなければなりません。【団体要件省令第1条第8号】

※ 監査を行う役員は、自らが所属又は経営する実習実施機関を監査することはできません。その実習実施機関の監査のみ、監理団体の他の役員が行わなければなりません。また、訪問指導を行う役職員についても自らが所属又は経営する実習実施機関を指導することはできませんので、その実習実施機関の訪問指導は監理団体の他の役職員が行わなければなりません。【団体要件省令第1条第3号及び第8号】

Q 5 一般会費・組合費と監理費を区分して徴収していますか。(○は1つ) [指針第 2, 3, (2)⑪] n=1634

- |   |   |       |
|---|---|-------|
| 1 | 一般会費・組合費と監理費を区分して徴収している<br>(明細で区分している場合を含む) | 80.6% |
| 2 | 一般会費・組合費と監理費を区分せずに徴収している                    | 3.2%  |
| 3 | 監理費のみを徴収している                                | 12.3% |
| 4 | 一般会費・組合費のみを徴収している                           | 2.6%  |
| 3 | 両方を徴収してない                                   | 1.2%  |

Q 6 Q 5で 1 (区分徴収)、2 (区分せずに徴収) 又は 3 (監理費のみ徴収) に○をつけた方は、以下の欄に技能実習生 1 名あたりの 3 年間の監理費<sup>※4</sup>を記入してください。また、“送出し管理費”を監理団体から支払っている場合は、その額を含めてください。(数字は1マスに1つ、右詰め)

なお、実習期間が概ね「3年」となる場合の1名あたり監理費総額について記入する項目となります。技能実習 2 号移行職種以外での受入れや、在留期間が短い受入れサイクルの場合は**記入不要**ですので、そのまま Q 7 にお進みください。

一人あたり 3 年間の監理費総額	百万	十万	万	千	百	十	一	(回答平均)
		8	6	7	8	7	0	. 6 円

※4 国籍、職種で監理費が異なる場合は、最も多く受け入れている国籍、職種の数字を記入してください。

【Q 5・Q 6ポイント】

<法務省指針 第 2, 3, (2)⑪ 監理費の適正な取扱い>

入国後講習に必要な経費や講習手当等の費用、監査実施に要する交通費などの監査経費等、「団体要件省令第 1 条第 2 号から第 8 号までに掲げる措置」に必要な費用及び「上陸基準省令「技能実習 1 号口」第 8 号から第 14 号に掲げる措置」に必要な費用などのことを“監理費”と呼んでいます。

監理団体は、これらの監理費を徴収するにあたり、費用を負担することとなる機関（一般的には実習実施機関を指します。）に対し、技能実習生を受け入れる前にその金額及び用途を明示することとされています。【団体要件省令第 1 条第 6 号】

また、監理団体が職業安定法等に規定する無料職業紹介を行っている場合には、監理団体が徴収する費用の中に、名目の如何を問わず、技能実習生の紹介に要する費用（実費を含む。）が含まれてはなりません。

さらに、送出し機関が技能実習生の派遣等に要する費用について、一定の金銭の支払いを求める場合があります（＝送出し管理費）、これについても受入れに係る協定書等に基づき監理団体から支払うべきものとされています。

これらの内容について、金額と用途を明示できるよう、監理団体には経理上の適正な取扱いが求められます。

なお、これらの費用は、技能実習生に直接又は間接に負担させてはなりません。【団体要件省令第 1 条第 6 号】

Q 7 送出し機関と技能実習生との契約内容を確認していますか。(○は1つ) [指針第2, 3, (2)⑦]

n=1635

1 確認している 99.0%      2 確認していない 1.0%

【Q 7ポイント】

<法務省指針 第2, 3, (2)⑦ 適正な技能実習生の選抜>

監理団体や実習実施機関が技能実習制度に対する理解を深め、効果的な技能実習のために技能実習計画を定め、実習指導員を育成するなどの受入れ体制を整えることがまず重要となりますが、これと同時に、技能実習制度を理解し、技能実習に対する意欲を持った技能実習生を受け入れることが大変重要です。

法務省指針では、技能実習生の選抜について、監理団体は送出し機関や実習実施機関へ任せきりにするのではなく、候補生の選抜方法や技能実習生の条件、事前の説明事項など送出し機関と十分打合せを行うとともに、候補生がこの制度をきちんと理解しているかどうかを自ら確認することが効果的な技能実習の実施に繋がるとして、監理団体が確認すべきことについて具体的に示しています。監理団体は、これらの事項について、常に確認・把握するよう求められます。

- ① 送出し機関と技能実習生との間にどのような契約が結ばれているか
- ② 送出し機関はどのようにして技能実習生を募集・選抜しているか
- ③ 募集・選抜の際の技能実習生の条件としてどのような事項を挙げているか
- ④ 送出し機関が、本制度の趣旨をどのような方法で技能実習生に正しく伝えているか 等

Q 8 保証金の徴収禁止について、送出し機関は理解していますか。(○は1つ) [指針第2, 3, (4)④]

n=1637

1 理解している 99.1%      2 理解していない 0.2%      3 わからない 0.7%

【Q 8ポイント】

<法務省指針 第2, 3, (4)④ 保証金の徴収の禁止等>

失踪等の防止を目的として、技能実習生本人から“保証金”を徴収している送出し機関がありますが、送出し機関が技能実習生本人やその家族から保証金を徴収するなどして金銭その他の財産を管理している場合には、その送出し機関からの技能実習生の受入れは認められません。【上陸基準省令「技能実習1号口」第6号】。

また、送出し機関が“技能実習生の労働契約の不履行に係る違約金”を定め、不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を技能実習生等と結んだ場合についても同様に認められません。この保証金や違約金については、送出し機関と監理団体や実習実施機関の間で相互に結ばれた契約であっても、同様に受入れが認められません。【上陸基準省令「技能実習1号口」第7号】

このような保証金・違約金の契約は監理団体、実習実施機関、送出し機関及び技能実習生のいずれかの間で契約を結んだとしても法令違反です。監理団体や実習実施機関は「不正行為」を問われることにもなります。特に海外の送出し機関に対して、日本の技能実習制度関係法令を理解しているか、違反となるような契約の締結がないか、監理団体は常に確認を行うことを求められます。

Q 9 技能実習生からの相談を受ける窓口を設置していますか。(○は1つ) [指針第 2, 3, (2)④] n=1639

- |   |                  |       |
|---|------------------|-------|
| 1 | 窓口（相談員）を設置している   | 98.5% |
| 2 | 上部団体など他の機関に任せている | 0.9%  |
| 3 | 窓口を設置していない       | 0.7%  |

Q 10 Q 9で1（設置）又は2（上部団体等他機関）を選択した方にお伺いします。窓口（相談員）は休日（休業日）や夜間（概ね 18 時から翌日の 9 時頃まで）に対応できる体制となっていますか。

(○は1つ) [指針第 2, 3, (2)④] n=1609

- |   |                          |       |
|---|--------------------------|-------|
| 1 | 休日・夜間を含めて常時対応できる体制となっている | 92.8% |
| 2 | 休日・夜間のうち一部の日、時間に対応している   | 5.3%  |
| 3 | 休日・夜間には対応していない           | 1.9%  |

【Q 9・Q10 ポイント】

＜法務省指針 第 2、3、(2)④ 相談体制の構築＞

監理団体は、技能実習生からの相談に対応する措置を講じていなければなりません。【団体要件省令第 1 条第 4 号】技能実習生からの相談は、大半が技能実習時間外の対応となると考えられます。そのため、夜間や休日の相談にも対応できるよう、監理団体は相談体制を整えることが望まれます。なお、「監理団体に直接相談員を設置することが困難だが上部団体の相談体制が活用できる」といった場合は、それを代替活用しても差し支えありません。

監理団体は、入国後の講習の際に、相談窓口について技能実習生に確実に案内をしなければなりません。また、技能実習生から相談を受けたときは、相談員はその相談内容を記録し、内容に応じて公的機関や実習実施機関の生活指導員等と連携し、適切に対応することを求められます。

### 3 受入れ全般について

Q 1 1 入国前（海外）の講習を実施していますか。（○は1つ） [指針第 2, 3, (2)③] n=1639

1 実施している 98.8%      2 実施していない 1.2%

Q 1 2 Q 1 1で1（実施している）に○をつけた方は、以下の欄に入国前（海外）講習の実施時間数をお書き下さい。なお、複数のケースがある場合は、その平均時間とします。また、30分以上は切上げ、30分未満は切捨てで記入します。（数字は1マスに1つ、右詰め）

入国前（海外）の講習時間（平均時間） 

2	2	5
---	---	---

 . 1 時間（回答平均）

#### 【Q11・Q12 ポイント】

<法務省指針 第 2, 3, (2)③ 講習の実施>

監理団体は、実習実施機関による技能等の修得活動を実施する前に、技能実習生に対し、原則「技能実習 1 号口」の活動に従事する予定時間全体の 1 / 6 以上の以下の内容の講習を実施しなければなりません。【上陸基準省令「技能実習 1 号口」第 8 号】

- ① 日本語
- ② 日本での生活一般に関する知識
- ③ 技能実習生の法的保護に必要な情報
- ④ その他、円滑な技能等の修得に資する知識

ただし、技能実習生の本国において、日本へ入国する 6 ヶ月前以内に、1 ヶ月以上かけて 160 時間以上となる「海外で監理団体が実施した講習」または「外国の公的機関等が実施した外部講習」を技能実習生が受けている場合は、日本へ入国した直後に監理団体が行う講習の実施時間について、「技能実習 1 号口」の活動に従事する予定の時間全体の 1 / 12 以上に緩和されます。

技能実習生の入国前に、技能実習生の本国で講習を行うことは、日本における技能実習を円滑に行うために効果があるとされ、法務省指針ではこれを勧奨しています。送出し側による教育を想定していますが、監理団体自らが実施することも望ましいとしています。

Q 1 3 本邦入国後の技能実習生への講習手当の支払いは、どのように行っていますか。（○は1つ）

[指針第 2, 3, (2)⑩] n=1566

- 1 既定額全額を口座振込み又は現金で支払っている 91.0%
- 2 既定額を口座振込み又は現金で支払うほか、現物支給を行っている 4.0%
- 3 既定額から必要な経費を差し引いて、口座振込み又は現金で支払っている 4.7%
- 4 現物支給のみを行っている 0.3%
- 5 その他 [ 0.1% ]

Q14 Q13で1（既定額全額通貨支払い）に○をつけた方は、以下の欄に技能実習生へ支払う講習手当（一人当たりの平均月額）をお書き下さい。（数字は1マスに1つ、右詰め）

一人当たりの平均月額

十万	万	千	百	十	一	.	
	5	8	3	9	5	.	6円（回答平均）

【Q13・Q14 ポイント】

＜法務省指針 第2、3、(2)⑩ 講習手当の支払＞

監理団体の行う入国後の講習期間中、技能実習生と実習実施機関は雇用関係にありません。そのため、日本での生活に必要な実費として、技能実習生には監理団体から講習手当を支払うことが必要となります。

講習手当を支払う場合、監理団体は、入国前に技能実習生本人にその額を明示しなければなりません。

また、手当については、講習を実施する監理団体が、技能実習生に直接かつ確実に支払わなければなりません。なお、手当を銀行などへの振込払いとした場合に、技能実習生の預金通帳を預かることは、技能実習生の活動の自由を妨げたり、講習手当の不払に繋がるとして、技能実習生本人の要請があっても厳に慎むべきこととされています。

講習手当は、生活実費の手当です。その性質上、受講時間等に応じて支払う金額が増減することは不適切な取扱いとなります。また、監理団体等が負担すべき費用を「管理費」等の名目で講習手当から差し引いてはなりません。このような場合は、賃金等の不払いに係る不正行為となります。

Q15 講習日誌を作成していますか。（○は1つ）

[指針第2、3、(2)③] n=1637

- |   |                  |       |
|---|------------------|-------|
| 1 | 作成している           | 99.5% |
| 2 | 作成していない          | 0.4%  |
| 3 | 講習日誌を知らず、作成していない | 0.2%  |

【Q15 ポイント】

＜法務省指針 第2、3、(2)③ 講習の実施＞

監理団体は、実習実施機関による技能等の修得活動を実施する前に、技能実習生に対し一定時間以上の講習を実施しなければならないことは前述（Q11・12）のとおりです。【上陸基準省令「技能実習1号口」第8号】

そして、監理団体は、講習の実施状況（実施時間、内容、講師名等）を講習日誌に記録し、その主たる事業所に備え付け、当該講習を含む技能実習の終了の日（「技能実習2号口」に移行する場合はその活動の終了の日）から少なくとも1年間は保存しなければなりません。【上陸基準省令「技能実習1号口」第14号】

監理団体による入国後の講習は、技能実習生が効果的に、また安全に技能実習を受けるため、さらにはそれを支える日常生活を円滑に送ることができるようにするためのものです。実効性のある講習を行うには、講習内容、進捗状況や技能実習生の理解度などについても、記録の上日々確認しながら実施することが求められます。



Q 1 6 生活指導員の育成を行っていますか。(○は1つ)

[指針第2, 3, (2)⑤] n=1639

- |   |       |       |   |        |       |
|---|-------|-------|---|--------|-------|
| 1 | 行っている | 85.6% | 2 | 行っていない | 14.4% |
|---|-------|-------|---|--------|-------|

Q 1 7 Q 1 6で2(行っていない)を選択した方にお伺いします。育成しない理由を以下からお選び下さい。(○はいくつでも) n=234

- |   |                              |       |
|---|------------------------------|-------|
| 1 | 育成の仕方が分からない                  | 6.8%  |
| 2 | 指導員個人に任せている                  | 85.9% |
| 3 | 育成する時間がない                    | 11.1% |
| 4 | 指導者がいない                      | 6.8%  |
| 5 | その他(具体的な理由を、下の〔 〕内に記載してください) | 9.4%  |

[ ]

【Q16・Q17ポイント】

<法務省指針 第2, 3, (2)⑤ 生活指導員の育成>

技能実習生の生活指導を直接行うのは実習実施機関の生活指導員となりますが、監理団体は、生活指導上の留意点等のノウハウを蓄積し生活指導員に周知するなど、指導員が適切な指導を行えるよう支援することを求められます。取組みの具体例としては生活指導員育成のための説明会の開催や、ガイドブックの作成・配布などが挙げられます。

また、監理団体は、実習実施機関への臨時訪問等により、実習実施機関における技能実習生の生活実態や、実習実施機関による生活指導の内容を把握し、技能実習生の生活が円満なものとなるよう取組みを求められます。そのような中で、監理団体による指導員育成の体制が整備されていることが望まれます。

Q 1 8 技能実習指導員の育成を行っていますか。(○は1つ)

[指針第2, 3, (2)⑥] n=1632

- |   |       |       |   |        |       |
|---|-------|-------|---|--------|-------|
| 1 | 行っている | 82.4% | 2 | 行っていない | 17.6% |
|---|-------|-------|---|--------|-------|

Q19 Q18で2（行っていない）を選択した方にお伺いします。育成しない理由を以下からお選び下さい。（〇はいくつでも） n=277

- |   |                              |       |
|---|------------------------------|-------|
| 1 | 育成の仕方が分からない                  | 6.5%  |
| 2 | 指導員個人に任せている                  | 86.3% |
| 3 | 育成する時間がない                    | 8.3%  |
| 4 | 指導者がいない                      | 6.5%  |
| 5 | その他（具体的な理由を、下の〔 〕内に記載してください） | 10.5% |

〔 〕

【Q18・Q19ポイント】

<法務省指針 第2、3、(2)⑥ 技能実習指導員の育成>

直接に技能実習生に対する技能等の指導、安全衛生管理を行うのは実習実施機関の技能実習指導員となりますが、生活指導の場合と同様に、監理団体は、安全衛生管理上の留意点等のノウハウを蓄積し技能実習指導員に周知するなど、指導員が適切な指導を行えるよう支援することを求められます。取組みの具体例としては、生活指導員の場合と同様に、技能実習指導員育成のための説明会等の開催や、ガイドブックの作成・配布などが挙げられます。

また、監理団体は、実習実施機関への随時訪問による指導や、実習実施機関や技能実習生への調査により実態を把握し、実習実施機関における安全衛生管理の適正化や、技能実習中における事故の発生を未然に防止する取組みを求められます。そして、不幸にも技能実習現場において事故が発生した時に、技能実習指導員による的確な対応ができるよう、監理団体による指導員育成の体制が整備されていることが望まれます。

Q20 技能実習1号の技能実習計画は、どの機関が作成していますか。（〇は1つ） [指針第2、3、(1)]

n=1637

- |   |                        |       |
|---|------------------------|-------|
| 1 | 監理団体が作成している            | 40.2% |
| 2 | 実習実施機関が作成している          | 0.9%  |
| 3 | 監理団体及び実習実施機関と共同で作成している | 58.6% |
| 4 | 外部に作成を依頼している           | 0.2%  |
| 5 | 把握していない、わからない          | 0.0%  |

Q 2 1 技能実習 2 号の技能実習計画は、どの機関が作成していますか。(○は 1 つ) [指針第 2, 3, (1)]

n=1624

1	監理団体が作成している	18.5%
2	実習実施機関が作成している	2.8%
3	監理団体及び実習実施機関と共同で作成している	77.5%
4	外部に作成を依頼している	0.1%
5	把握していない、わからない	0.0%
6	技能実習 2 号の受入れを行っていない	1.0%

【Q20・Q21 ポイント】

<法務省指針 第 2, 3, (1) 技能実習計画の策定>

<厚生労働省基本方針 II、5、(1) 技能実習 2 号への移行を予定する場合の技能実習計画の作成>

技能実習制度の目的は、「日本で開発され、培われた技能等の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う“人づくり”に寄与すること」です。

技能実習を実施するためには、技能実習計画を策定しなければなりません。計画には、知識修得活動と技能等修得活動のそれぞれについて、具体的なスケジュール、カリキュラム、指導体制などを記載する必要があります。

計画の策定に当たっては、人材育成の観点に立つことが重要です。「技能実習 1 号イ」又は「技能実習 1 号ロ」のみで技能修得を行う場合は、それぞれの目的に沿って技能実習修了時の到達目標を立てることが必要です。また、「技能実習 2 号イ」又は「技能実習 2 号ロ」の活動を行う場合は、一定期間ごとの到達目標をきちんと定め、それぞれの期間において計画的・段階的に技能等を修得できる内容にする必要があります。到達目標の目安は、1 年目は技能検定の基礎 2 級（初級）、2 年目は基礎 1 級（中級）、3 年目は 3 級（専門級）になりますので、これに留意しながら、修得した技能レベルの確認時期や方法も含め到達目標を記載した計画を策定して下さい。

団体監理型の技能実習において、監理団体は実習実施機関と十分意思の疎通を図りながら技能実習計画を策定することが求められます。入管法令上、監理団体は「技能実習 1 号ロ」に係る技能実習計画を策定しなければならないこととされており、その策定者は「監理団体の役員又は職員※であって、技能実習生が修得しようとする技能等について一定の経験又は知識を有し、「技能実習第 1 号実施計画」を適正に策定する能力のある者が策定すること」とされています。

【団体要件省令第 1 条第 7 号】

ここでいう「一定の経験又は知識の有無」については、当該役員又は職員の経歴や取得している資格等により判断されることになります。

※ 「技能実習 1 号ロ」に係る技能実習計画の策定を行う役職員について、当該監理団体の監理に下で技能実習を実施する実習実施機関の経営者や社員を兼務する者がその任にあたることはできません。【団体要件省令第 1 条第 7 号】

なお、「技能実習 2 号ロ」に係る技能実習計画については、監理団体、実習実施機関のいずれが策定しても構わないものとされています。



Q 2 4 日本語能力試験など日本語関係の試験の受験を推奨していますか。(○は1つ) n=1635

- |          |       |           |       |
|----------|-------|-----------|-------|
| 1 推奨している | 83.3% | 2 推奨していない | 16.7% |
|----------|-------|-----------|-------|

Q 2 5 Q 2 4で2(推奨していない)を選択した方にお伺いします。推奨しない理由を以下からお選び下さい。(○はいくつでも) n=264

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 1 受験料の負担が大きい                   | 39.8% |
| 2 日本語試験受験のための指導員がない            | 23.1% |
| 3 技能実習生の能力                     | 46.6% |
| 4 受験のための勉強時間(準備)がとれない          | 35.2% |
| 5 メリット・見返りが少ない、または無い           | 35.2% |
| 6 その他(具体的な理由を、下の〔 〕内に記載してください) | 9.1%  |

[ ]

【Q24・Q25ポイント】

<法務省指針 第2、3、(2)③ c日本語教育の重要性>

技能実習生の技能修得活動の現場や、日本での生活においては、日本語による指導やコミュニケーションが行われるのが通常です。技能実習を効果的かつ安全に行うため、また、日常生活を円滑に送るために、技能実習生への日本語教育を充実させる必要があります。

技能実習生は技能実習の遂行や日常生活に不自由しない日本語レベルに達することが望まれており、監理団体は、そのための十分な体制と講習計画を整えることが求められます。

Q 2 6 技能実習生に対して、以下のようなことに取り組んでいますか。(○はいくつでも) n=1544

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| 1 テーマパーク、小旅行などイベントを企画し、実施している        | 39.8% |
| 2 食事会等、コミュニケーションや交流の場を設定し、提供している     | 76.9% |
| 3 地元のイベント情報などを定期的に提供し、地元交流を促している     | 40.1% |
| 4 ボランティア教室などの情報を定期的に提供し、積極的な参加を促している | 16.3% |
| 5 その他(具体的な取り組みの内容を、下の〔 〕内に記載してください)  | 8.4%  |

[ ]

【Q26 ポイント】

技能実習生が、日本での生活を楽みつつ、体調を崩さずに技能実習に取り組むためには、健康管理はもとより、技能実習生本人が周囲の人々との信頼関係を築くことや、生活する地域に馴染んでいくことが大切です。

監理団体や実習実施機関は、技能実習生がそのような環境を得られるように、地域イベントの情報や交流の場を提供できるよう配慮、支援することが望まれます。このような取組みにより、技能実習生が心身の健康を維持し、技能実習への意欲も高まることが期待できます。

Q 2 7 実習実施機関に対する監査について、以下のことを行っていますか。(各質問項目に○は1つずつ)

[指針第2, 3, (2)⑬]

- ① 監査を行う際に、厚生労働省が作成・公開している「監理団体による監査のためのチェックリスト」<sup>※5</sup>を活用し、チェックリストの各項目を確認していますか。 n=1620

※5 参考 URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/gaikoku/dl/kannridantai.pdf>

- |   |  |       |
|---|--|-------|
| 1 | チェックリストを活用し、監査を行っている                   | 59.9% |
| 2 | チェックリストの活用はないが、リストの各項目を網羅した監査を行っている    | 39.2% |
| 3 | チェックリストの活用はなく、確認項目についてもリストの各項目を網羅していない | 0.9%  |
| 4 | 監査を実施していない                             | 0.0%  |

- ② 監理団体の役員による監査を3ヶ月に1回以上（場合により最初の6ヶ月間は毎月）行っていますか。 n=1638

- |   |    |       |   |     |      |
|---|----|-------|---|-----|------|
| 1 | はい | 99.0% | 2 | いいえ | 1.0% |
|---|----|-------|---|-----|------|

- ③ 現地に赴いて、技能実習生の技能実習実施状況を直接確認していますか。 n=1639

- |   |    |       |   |     |      |
|---|----|-------|---|-----|------|
| 1 | はい | 99.1% | 2 | いいえ | 0.9% |
|---|----|-------|---|-----|------|

- ④ 技能実習計画書に沿って技能実習を実施しているかどうかを確認していますか。 n=1635

- |   |    |       |   |     |      |
|---|----|-------|---|-----|------|
| 1 | はい | 99.7% | 2 | いいえ | 0.3% |
|---|----|-------|---|-----|------|

- ⑤ 通訳同行の上で、技能実習生から技能実習の進捗状況等を聴取していますか。 n=1631

- |   |    |       |   |     |       |
|---|----|-------|---|-----|-------|
| 1 | はい | 86.6% | 2 | いいえ | 13.4% |
|---|----|-------|---|-----|-------|

- ⑥ 技能実習日誌の記載内容を確認していますか。 n=1632

- |   |    |       |   |     |      |
|---|----|-------|---|-----|------|
| 1 | はい | 98.9% | 2 | いいえ | 1.1% |
|---|----|-------|---|-----|------|

⑦ 監査結果を地方入国管理局へ報告していますか。 n=1636

1 はい 99.8% 2 いいえ 0.2%

Q 2 8 技能実習開始後、実習実施機関に対する監査において、以下の項目の確認を行っていますか。

(各質問項目に○は1つずつ) [指針第2, 3, (2)⑬]

① 労働条件を明示した書面が交付されているかどうか n=1638

1 はい 99.9% 2 いいえ 0.1%

② ①の書面が母国語により併記されているかどうか n=1638

1 はい 99.4% 2 いいえ 0.6%

③ 技能実習生の所属する事業場に適用される最低賃金額以上の賃金が支払われているかどうか  
n=1638

1 はい 99.9% 2 いいえ 0.1%

④ 法定外賃金控除が適正な取扱いとなっているかどうか n=1637

1 はい 100.0% 2 いいえ 0.0%

⑤ 時間外・休日労働に関する協定の締結・届出をしているかどうか n=1636

1 はい 98.2% 2 いいえ 1.8%

⑥ 実際の労働時間が協定内の時間であるかどうか n=1635

1 はい 99.2% 2 いいえ 0.8%

⑦ パスポート、在留カード及び通帳は全て技能実習生本人が保管しているかどうか n=1638

1 はい 100.0% 2 いいえ 0.0%

⑧ 外国人雇用状況届出書又は雇用保険被保険者資格取得届(18.備考欄)の届出を行っているかどうか n=1637

1 はい 99.1% 2 いいえ 0.9%

⑨ 定期健康診断を行っているかどうか n=1633

1 はい 99.3% 2 いいえ 0.7%

⑩ 特殊健康診断を行っているかどうか（危険有害業務に従事させていない場合は、「3 なし」を選択してください。） n=1613

1 はい 27.8%      2 いいえ 0.9%      3 なし 71.2%

⑪ 技能実習生を社会保険及び労働保険に加入させているかどうか n=1633

1 はい 99.6%      2 いいえ 0.4%

⑫ 技能実習生に「医療機関への自己申告表」（母国語版）を渡しているかどうか n=1604

1 はい 80.2%      2 いいえ 19.8%

⑬ 技能実習生は「技能実習生手帳」を所有しているかどうか n=1630

1 はい 99.6%      2 いいえ 3.4%

#### 【Q27・Q28 ポイント】

##### <法務省指針第 2、3、(2)⑬ 監査・報告の在り方>

先にも述べましたとおり、団体監理型の技能実習は、監理団体の「責任及び監理」の下に行われます。

監理団体は、実習実施機関が関係法令に則って適正に技能実習を行っているか監査し、その結果を地方入国管理局（支局を含む。以下同じ。）に報告しなければなりません。【団体要件省令第 1 条第 3 号】

監査は、技能実習が監理団体の「責任及び監理」の下で適正に行われていることを確認するためのものです。また、監理団体が監査を通して実際の技能実習の状況を把握することにより、問題の発生を未然に防ぐことができると考えられます。

監査は、原則として 3 月に少なくとも 1 回実施しなければなりません。また、初めて技能実習生を受け入れる監理団体や、不正行為などにより一定期間技能実習生の受入れが認められなかった後、受入れを再開した最初の技能実習生を受け入れる監理団体については、最初の 6 か月間は毎月監査を行い、その結果を報告する必要があります。

監査を実施する際は、現地に赴き技能実習生の技能実習の実施状況を直接確認することが大切です。監理団体は、技能実習指導員などの担当者から実施状況等を聴くだけでなく、通訳同行の上で技能実習生にも技能実習の進捗状況を聴取し、現地で講習日誌を確認するなどして、詳細な実習実施状況を把握することを求められます。

また、賃金台帳その他の文書を実際に確認することにより、技能実習生の労働時間や賃金の支払が労働基準関係法令の規定に適合しているか等をチェックし、実習実施機関における技能実習生の労務管理等が適正に行われているかを確認する必要があります。

法務省指針では、監査の視点を大きく 3 つのカテゴリに分け、それぞれの確認ポイントを次のとおり示しています。

##### 視点(a) 技能実習計画の実施状況

- 技能実習計画に従った技能実習の実施
- 技能実習指導員の指導

##### 視点(b) 技能実習生の生活環境等への配慮（技能実習生のケア）

##### 視点(c) 不正行為の有無

- 不適切な方法による技能実習生の管理の禁止

- 労働関係法令の遵守



- 保証金の徴収等
- 名義貸し
- 不法就労者の雇用

このうち、労働関係法令の遵守については、厚生労働省より「監理団体による監査のためのチェックリスト」が提供されており、活用が期待されています。

なお、監査報告をはじめ、必要な報告を怠った場合や、内容につき虚偽の報告を行った場合には、不正行為を問われますので留意が必要です。